

令和5年12月12日
学 校 職 員 課

世田谷区教育委員会規則一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について

1 主旨

令和5年特別区人事委員会勧告等に基づく「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い関係規定を整備するため、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」を一部改正する必要が生じた。

しかし、本件を速やかに処理する必要があるが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月30日に決定したので報告する。

2 改正内容

「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」【勧告のとおり実施】

項 目	概 要	施行年月日
勤勉手当 【第4条第1項 第1号及び第2 号】	<ul style="list-style-type: none"> ・現行2.15月から2.25月へ引上げ（0.1月分） ・定年前再任用短時間職員は1.05月から1.10月へ引上げ（0.05月分） 引上げ分は、12月の勤勉手当より割振り	改正規則の公布の日
【同上】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の勤勉手当の引上げ分（0.1月分） <ul style="list-style-type: none"> 6月期：0.05月分 12月期：0.05月分 ・定年前再任用短時間職員（0.05月分） <ul style="list-style-type: none"> 6月期：0.025月分 12月期：0.025月分 	令和6年4月1日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の117.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の132.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の65</u>)</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の107.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)</p> <p>2～3 省略</p>

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の130</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の63.75</u>)</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の117.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の132.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の65</u>)</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>